

会 議 録

会議名	輪島市自治基本条例に関する審議会	第 2 回
日 時	平成 19 年 8 月 20 日 (月) 午後 1 時 30 分 ~ 午後 3 時 10 分	
出席者	園又、久保、谷口、谷内江、大江、的場、粟倉、坂出、前田、里谷(代理：西畑)	
事務局	嘉地、茶花、加藤	
欠席者		
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 輪島市自治基本条例(案)について 2 住民投票について 3 閉会 	
事務局	<p>会議次第に基づき会長が事務局に資料の説明を求めた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 輪島市自治基本条例(案)について 2 住民投票について <p>皆様のお手元に配付してあります「輪島市自治基本条例案逐条解説」に基づき説明させていただきます。</p> <p>次回にはさらにご質問等をいただければと思っております。本日は、この条例案と前回「住民投票条例」についてご質問がありましたので詳しく法律との関係も含めまして皆さんにご説明したいと思います。条例案につきましては2つの案を用意させていただいておりますので皆様のご意見をいただきたいと思っております。</p> <p>その前に前回坂出委員からご質問がありました全国にどのくらい自治基本条例を策定しているのかとのことでしたが、北海道の稚内市でその数を調査しておりまして、そこによりましてと全国で121になります。現在条例制定に向けて動いている数は分かりませんが現在効力を持っているのが121になります。石川県では金沢市、羽咋市が制定していると前回話しましたが、加賀市でも制定しております。</p> <p>では、まず輪島市自治基本条例案逐条解説の1ページ目をご覧ください。憲法に前文というものが付いておりますが、この条例は、自治体の、輪島市の憲法ということで全文を付けました。全文は、この条例の全体の解釈と運用の指針ということになりますので、第1条から読んでいくに当たって常にこの全文を念頭に置きつつ解釈・運用していくこととなります。前回の審議会の中でも説明しましたが自治の推進を図っていくために自治基本条例を定めるわけですが、何と云っても市民の皆様が自</p>	

治の主体ということ、その関係を再構築していこうと言うことでこの条例を定めるのですが、全体を申しますと、中心は市民の皆様とともにやっていくということ、市民の皆様にも権利と義務を定め、当然市側(議会あるいは市長等の執行機関)にも責務を定めてその中で市民の皆様の意見をきちんと反映させて市の運営をやっていこうということです。

全文には輪島市の歴史について書いてあり、たくさんの財産(地域資源)がありますので、地方分権が進んでいく中でこの財産を最大限に活用して市民と共に市政運営を行おうという基本理念を定めています。

基本理念というのは市政を行うに当たっての基本的な考え方が定められています。そして第1条にはこの条例をつくる目的を定めています。基本理念に則って具体化した進め方が書いてあります。具体的な進め方は先ほど言いましたように市民の権利・責務、議会・市長等の責務を定めて、個々が動き自治を進めていく、最終的には個性豊かで活力に満ちた輪島市を実現するということが書かれています。

第2条の定義ですが、この条例に出てくる言葉の意味を書いてあります。まず、「自治」とは、市政が国家の中の地方公共団体であるけれども国に依存しないで自主的・自立的にやって行こうということ、さらに市民の意思に基づいて自立的に行われるという意味で定義しました。次に「市」とは、皆様は市とか市役所とかいろいろ言われますが、「市」とは地方公共団体の市としてこの条例で定義しております。

「市民」とは通常輪島市に住所を置く人を指しますが、この条例では、それ以外の市に働く人で市外の人でも「市民」の中に入れて入れました。何故市外の人を「市民」に入れるかと言いますと、例えばNPOがありますが、NPOの活動の中で市政に密接に関わる仕事をしているのもありますので、そういった方は市政運営に携わっているだろうという考えで「市民」の中に入れております。その他市外の人でも市内の事務所・事業所に勤務しているとか、市内の学校に在学している人でも市政に少しでも関わっているということで「市民」に含めています。

最後に「市長等」とは何を指すかと言いますと、前回組織機構図をお見せしましたが、市長の他に執行機関として教育委員会、選挙管理委員会等がありますがそれらを含めて定義しております。

第3条は、この条例の位置付けということでこの条例は自治体の憲法であるということを前回言いましたが、それを書いてあります。実務的には最高規範として常にこの条例を見ながら、例えば総合計画の策定・変更であるとか、条例・規則・要綱の制定・改正については、この条例を見ながら行わなければならないということをここで定めてあります。

次に第4条ですが、先ほど基本的な理念に基づき進めていかなければならないと言いましたが、その進め方はどうすればいいかということで、基本原則として決めました。市民と議会と市長等が市政に関する情報を共有する、それを市民参加と言いますが、それでもまず必要なのは情報です。市から情報を公開・提供して皆様から分かってもらった上で市政を運営していくということになります。

そして、市民一人一人が等しく市政に参加できるようにすること、それは市が行わなければならないということです。そして3番目に市民が市政に参加してもらうことになるが、市民と議会と市長等がきちんと連携を図りながら個々別々に動くのではなく、連携しながら市政に取り組むと言うこと、最後4番目に法律上では国と対等な立場ですが、適切に役割を分担し、協力しながら自主的・自立的に市政に取り組むということを書いてあります。

次に市民の権利と言うことで先ほどの基本原則に基づいて、まず市政に関する情報の公開・提供を求める権利を市民に与えるということです。それがなされなかったときはこの権利を行使して市に問いかければ良いと思います。さらに市長等は、政策の形成を行い執行し、それを評価して最後に政策形成を反映させるということになっていますが、その中で市民にも参加させる、一方で市民にも参加する権利を与えている、もし参加させない場合にはこの権利を主張して処置することができるということです。

第6条は市民の責務ということで定めています。権利を主張するだけではなく、その反対の責務も果たしてもらわないと社会生活が成り立たないということで定めています。自治の主体であるのは当然ですがそれを個々個人が自覚してもらって、さらにその個人個人がお互いに尊重し、協力して自治の推進に努めてもらうということです。先ほどの政策形成の参加がありました、ただ好き勝手に物を言うのではなく、権利を乱用しないで、自分の発言・行動に責任を持っていただくということを定めています。

第7条事業者の責務ですが、この事業者は「市民」の中に含まれておりますが、改めて市民の責務だけではなく、ここで事業者の責務として定めているのは、事業活動が社会的あるいは文化的、自然的環境に及ぼすことが考えられますので、改めて社会的責任を自覚してもらい、環境に配慮する、さらに他の市民の皆様との調和を図るように努めるということの規定してあります。

第8条は、地域コミュニティということで、コミュニティと言えば、

輪島市で言えば自治会とか町内会がありますが、それらの団体は共通の目的をもって集団で活動しています。近年は、NPOの活動が盛んになってきております。町内会、自治会に併せてNPO等の活動も含め、それらも自治の担い手であるということ意識してもらい、その活動をさらに守り育てていくということを定めています。

市側としては、その活動を尊重して政策形成に生かすということです。さらに必要であれば、町内会、自治会、NPOの活動を金銭的な面で支援したり、活動する場を提供したりするということを定めています。

以上が市民としての権利であったり責務であったり、あるいは団体としての町内会、自治会、NPOの活動も全部含めて市民として定義しましたが、その市民のことについて定めています。

第9条からは市民と反対側の市として、その内部に居る構成員として議会であったり、議員であったり、市長等であったり、あるいは職員であったり、の責務を定めています。

第9条は、議会の権能として、議会は市の意思を決定する機関ですが、主に条例・予算を定める、市の意思としてそれらを定めるということと、それ以外に市長等の市政運営、行政運営について、的確に運営されているかをチェックする機関としての権能をもっており、そういった機関としての役割を果たす。その権能を最大限に生かして自治を推進してもらいたいということで定めています。さらに、その自治を推進するために市民の意思を把握して、それを市政に反映させなければならない。市民の意思に基づいた市政でないとならないので当然のことです。

次に情報の公開ということで、これまでも市議会の本会議については、インターネットで公開したり、傍聴により公開しているのですが、それ以外の会議でも市民参加を図るために公開するということを定めています。それによって開かれた議会運営を図るということです。

第10条は議員の個々の責務について定めています。先ほど議会としての責務を話しましたが、その市議会の責務を果たすために議員は個人個人勝手に動くのではなく、総合的な視点に立って、自らの職務を遂行しなければならない、という責務を置いてあります。

議員は、議会の開会中だけでなく、それ以外でも活動する機会がたくさんあり、それを調査研究の活動等と言いますが、その活動を通じ、市民の意見を反映するために議会の審議、政策立案活動の充実に努めてもらうということを責務として定めています。以上が議会と議員の責務です。

第11条は、市長の責務として定めています。市長は、市を統括し代

表する者であるということで、その職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない、というのは先ほどの議会と同じです。さらに、自治を推進するために、市民の意思を把握し、市政に反映するというのも議会と同じ事を定めています。市長の職務については、地方自治法に定めていますが、予算を調整して執行する、議会が審議して決定したものを執行するという事。予算以外に条例案を提出するという事。さらに、輪島市は、土地であったり、家屋であったり財産を持っていますが、その財産の取得、処分に関する事。あるいは、前回の組織図にありましたが、市長の下に副市長以下として様々な部・課・係が設置してありましたが、内部の組織の編成も市長の権限としてあります。当然その中にいる職員を指揮監督していくというのも権限の中にあります。先ほど自治会、町内会、NPO等の公益的な活動を行う団体の総合調整をすることができます。これについては、議会の議決が要りますが、市長の権限としてあります。

第12条は、市長等の中の市長以外の執行機関が各々の権限の範囲内で公正かつ誠実に遂行してもらうということと、市長と他の執行機関と協力して自治を推進していくということを定めています。

第13条は、職員の責務を定めています。職員も当然市長と一緒に市民本位の立場に立って公正かつ誠実に、事務を行う上で、効率的な事を考えてその職務を遂行するという事を定めています。そして、法令、条例、規則等を遵守して職務に当たらなければならない。法令等を遵守するに当たっては専門的知識を習得するなど個人的に勉強しなければならないことを定めています。最後に研修と書かれていますが、市長は、職員の専門的知識の習得を促進すべく研修をさせなければなりません。以上が市民に対する市側の議会、市長等の責務を定めています。

第5章は権利、責務を守った上でやっていくということの原則を書いています。

市のまちづくりの頂点の計画であります総合計画がありますが、現在定められているのは平成19年度から平成28年度までの10年間の第1次総合計画であります。これを作るに当たってはこの条例の基本原則に則って市民のことを考えながら作らなければならない。そして、総合計画に書かれたことの実現に向けて進行管理はきちんと行わなければならないということ、そして、策定した総合計画は、社会情勢等に合わなくなる可能性も出てくると思いますので、そのときは見直しを図る、常々検討を重ねて必要があれば見直しを図るということが書かれています。

第 15 条は、行政評価ということで定めています。予算に対し決算があり、予算の執行が適正になされているかを決算によってチェックを行うという方法がありますが、それ以外に行政評価というものがありまして、政策について必要かどうか、その政策がコスト的にはどうかというのをチェックするというものです。行政評価を客観的な目できちんと行い、その行った結果を市民に対して公表する。その結果は、総合計画の進行管理及び予算の編成に反映させるということを書いています。

第 16 条は、先ほど情報の公開・提供を言いましたが、それに加えてただ見せるのではなく、見せた上できちんと説明を行うということで、政策形成等に関する事項の経過等について、市民に分かりにくい部分があると思いますので、分かるようにきちんと説明をしなければならない。そして、市政に関して意見、要望、提案等が出てきますが、それらに対しては、速やかに対応しなければならないということが書いてあります。

第 17 条は、情報公開・情報提供ということで、憲法上市民の知る権利が定められていると考えられていまして、市民には知る権利が与えられています。その市民に説明する責務を果たすために、別に条例で定めるところにより、市が持っている情報を適正に公開しなければならないということが書かれています。別に条例で定めると書いてありますが、新たに条例を定めるわけではなく、もうすでに輪島市情報公開条例が定めてあり、そこに細かい手続等が書かれているので、それに基づいて、情報を公開するということになります。この輪島市情報公開条例は、市民からの請求があつて情報を公開するというもので、市民からの請求がなければ動きません。

そして請求があつて初めて提供する情報だけでなく、請求がなくても市は、必要があると思えば市民が必要とする情報を分かりやすく、さらに適時に提供するということを定めています。

第 18 条は、個人情報の保護について定めています。前の情報公開・情報の提供について、何でも公開・提供してもいいということではなく、個人のプライバシーに関わる情報もあり、そういったものは出せないもので、そういったものについて、その個人の保護に努めるということです。輪島市には、輪島市個人情報保護条例が定めてあり、個人情報を適正に取り扱うということが定められています。

第 19 条は、行政手続について書かれています。行政手続について説明いたしますと、市民と市側の関係についてですが、重要なものとして、申請に対して市が審査し、許可、承認あるいは免許を交付するよう

な重要な手続を申請に対する処分といいまして、その処分が許可であったり、承認であったり、免許であったりするわけですが、そういった重要なものを行政手続といいます。そして、申請から審査し、許可が下りて来るまでにどういう事をしなければならないのかというのを定めてあるものです。その過程が公正・明確に行われているかということ定めているもので、輪島市においては輪島市行政手続条例が定められており、その手続を行っております。その処理の過程がどのように市民に分かりやすくなっているか、許可、承認、免許がどういう条件を満たせばもらえるのか、そういった審査基準をあらかじめ設けておく と市民の皆様はその基準に合う・合わないという判断をすることができるので、その審査基準をしっかりと公表しておくということ。申請が出されてから審査するのですが、その審査が長引く可能性があります。市民にとってはそういうことは分からないので、この申請にはどのくらいの期間が掛かりますよということをあらかじめ公表しておけば市民の皆様が待つこともなく、いつその許可等が下りるのか分かるということ。市側の責務として、市民からの申請が合った場合は、遅滞なく審査を行うということを義務として定めています。その審査が終わった後で、許可、承認、免許ができない場合もありますので、その場合は、市民に対して説明を行わなければならないということ、申請を出した市民に対し、必要な情報を市民から言われなくても提供するということが行政手続条例に書かれており、その条例に則り、その条例に基づいた手続を行わなければならないということです。要するに市側は、その条例に基づき市民に対して事務を行うということです。

第 20 条財政運営についてですけれども、総合計画、行政評価を踏まえて予算を編成するということが、そして、計画的で健全な財政運営を図るということを定めています。以上が市政運営の原則として定めています。

次は、市民の意思を市政に反映させるためにはどうするかということ定めています。市民の参加について定めています。これは、これまでも行ってきていますが、この審議会もそうですが、調査会、委員会、懇話会等市長、教育委員会の附属機関として設置している審議会等について設置する際には市民の皆様を参加させて、意見を聴いて市政に反映させるということが定められています。さらに、そうした審議会等の会議をした場合は、その会議の公開、会議録等の公開をしなければなりません。その審議会等に出ていない市民の皆様はたくさんいますので、そ

の方々に分かるようにどのような会議をしたかということ公表しなければならぬということを決めています。

第 22 条は、市民からの意見聴取ということで、パブリックコメントという言い方もされますが、市は、総合計画もそうですが、計画や条例等を定めたり、変更したり、改正したり、廃止したりしますが、それに当たって全部の計画とか条例、規則ではなくて、その中でも市民の生活に密接に関わるものについて意見を求めるということを決めています。この詳細については、別に条例で定めるということになっていて、今現在はその条例は存在しませんが、その手続を定めた条例を定めたいと考えております。そして、その条例に基づき、意見聴取を行いたいと考えております。その意見聴取をする際は、何のことが分からないのでは困るので、関連する情報についてあらかじめ公表して行うということになります。

そして、市民参加の方法である住民投票について、少し輪島市自治基本条例逐条解説から離れますが資料「住民投票について」を用いて説明させていただきたいと思います。今現在住民投票制度というのはどうなっているのかということで、法律の関係もありますので、それを見た上で輪島市の住民投票条例について話をしたいと思います。

住民投票というのは、ある特定の問題について、住民が直接に意思を示す制度です。住民投票として現行法上認められているものは3つありまして、まず直接請求の結果行われる住民投票ということで、直接請求というのは、地方公共団体は間接民主制を取ってしまっていて市民の代表である議員が市の意思を決めるのですが、市民が直接市政運営をするのではなく議員が間接的に行うのですが、それに対して市民の意見が通しなかった場合に市民が直接市政運営を動かそうとする権利であります。まず議会の解散請求ですが、議会の解散を請求するもので有権者の3分の1以上の請求があった場合は、その後、住民投票にかけて過半数の賛成があれば解散するということになります。あるいは、議会の中の議員又は市長の解職請求いわゆるリコールですが、これについても有権者の3分の1以上の請求があればその後住民投票を行い、決定するということになっています。これらについては、地方自治法の中で定められています。次に、地方自治法特別法に関する住民投票ということで、これについては日本国憲法の第95条に定められているのですが、1つの地方公共団体にのみ適用される法律を作る場合は、あらかじめその地方公共団体で住民投票し、過半数の同意を得て、国会にて制定するということになります。その例として、広島平和記念都市建設法、長崎国際文化都

市建設法、別府国際観光温泉文化都市建設法等現在まで 19 例あります。かなり昔のものになります。

最後に合併協議会の設置についての住民投票ということで、これは最近できた法律でありまして、市町村合併が進んでいますが、地方公共団体の議会や長が勝手に決めて、住民の意思が生かされない場合は、合併協議会の設置するための住民投票を行うということが市町村の合併の特例等に関する法律に定められています。以上 3 つが法律に定められており、これらについては法的効力があるということが言えます。

次に、地方公共団体が定める条例によるものですが、主な例として原子力発電所、産業廃棄物処理施設、米軍基地、公共事業、市町村合併などがあります。地方公共団体であれば地方自治法に基づいて、間接民主制が定められていますので、議会で決定するものが法的効力を持ちます。よって、地方公共団体の条例で定めた住民投票は、法的な効力はありません。なぜなら地方自治法においては議会がその団体の意思を決めるということであり、それに基づかないと法的効力があるとは言えないからです。悪い言い方をしますと「議会を無視して」ということになります。しかし、市民の意思が反映されていないと市民が思えばこういったやり方もあるということになります。資料の例にある地方公共団体については、条例で住民投票を定め、住民投票を行いました、その結果については、最大限に尊重されるだけで、その結果がすべて生かされるわけではありません。あくまで地方公共団体が条例で定める住民投票の結果は、間接民主制の足りない部分を補完するというにしかありません。その結果については最大限尊重されるというのに留まり、法的効力はありません。今現在の法制度においてはそういうことになります。今後地方分権が進めば、住民投票の結果が議会の議決に代わるというような内容の改正が行われるかもしれませんが、今現在は法的効力を持たないということになります。

そういったことを踏まえた上で、それでも住民投票条例を作らなければならないという事態がでてきます。そこで住民投票については 2 つの案を持ってきました。これ以外にもあるかと思いますのでご意見をいただきたいと思います。一応基本的な形である 2 つの案を作りました。

まず、資料「住民投票について」の「輪島市自治基本条例において定める住民投票」に 2 つのやり方があるということを書いてあります。

先ほどの例にもありました産業廃棄物処理施設の問題による住民投票の実施もそうですが、特定の問題に限り、その都度条例で定める、こ

れを個別設置型と言います。あるいは、まだ問題は起きていないけどあらかじめ問題が起こった場合は住民投票を実施するというを常に定めておく、常設型と言いますが、この2つがあります。

個別設置型については、その都度議論して住民投票条例を定めれば良いのですが、問題がありまして、市民の権利が生かされない場合があります。それは、条例制定を行うには、議会を通さなければなりません。市民の意思に反して議会が条例を否決する可能性があります。

常設型については、住民投票の請求を議会、市民が行った場合は、必ず住民投票を行うという定めになります。これについては、まだ問題が起こっていないので議会の議決は通りやすいと考えられます。

しかし、最終的には法律の範囲内で行わなければなりませんので、いずれにせよその結果は尊重しなければならないに留まります。

そういったことを踏まえ、資料「自治基本条例逐条改正」にもあるように、自治基本条例案には、住民投票に関する規定を2つ作りました。案1については、個別設置型と言われるもの、案2については、常設型と言われるものを定めています。いずれにせよ市民の意見を反映させることはできるが最終的には意見の尊重ということになります。ただし、その効果としてはかなり大きなものと言えます。

通常市民の意見を聴くのであれば、住民投票以外で、情報公開を行ったり、市民アンケートを取ったり、意見を求めたり、市政懇談会を開催したりして意見をいただくのですが、そういうことをした上で、それでもどうしてもやらなければならないという市政運営での問題がでてきた場合、最終的手段として住民投票を行うということになります。以上が住民投票に関することになります。

次に国及び石川県との関係ということを決めています、地方分権が進んでいく中で国・石川県下の組織ではなく、国・石川県と対等の関係で事務を行っていくということを書いてあります。

次に、国・石川県については、当然協力して市政運営を行わなければならないのですが、それ以外の例えば市外の地方公共団体、県外の地方公共団体等と連携・協力することもあると思いますので、そのことについて書いてあります。

最後にこの条例の見直しについてですが、策定してそのままでは意味がないので、常にこの条例があるということを念頭に置きながら、ある一定の期間の中で見直しを図るということを書いてあります。それは、4年を超えない範囲内だと定めています。これは、市長の任期に合わせて決めました。この条例は、他の条例の最上位に位置しますので、改正・

	見直しを行う場合は、この審議会に諮って意見を聴いた上で定めるということを書いてあります。以上が輪島市自治基本条例(案)、住民投票についての説明になります。
質 問 事 項	
会長	今事務局より自治基本条例、住民投票について、資料に基づき説明をしていただきましたが、その自治基本条例、住民投票について委員の皆さんから意見を聴きたいと思います。
栗倉委員	<p>住民投票については、この条例の最も重要な部分だと思う。この案を出すには、市政運営に抵抗があるのではないかとも思う。もう一つは基本条例であるので、市民参加というものを基本において考えなければならない時期だと思う。</p> <p>この条例案については住民投票はここに2つの案が出ているが、曖昧な規定になっている。住民投票については、はっきりと規定すべきだと考える。住民投票を「行ってもいいよ」という表現に留まっており、住民投票を行う場合は、他の条例で定めるような形になっているので、この自治基本条例に必ず住民投票が「できる」という旨を規定し、基本的な手続等も規定すべきと考える。そして、住民投票の市民の請求権を住民投票の規定の頭に持っていかなければならない。そして市民からの請求権の基準を3分の1が良いのか、5分の1が良いのか、2分の1が良いのかいろいろな議論があるはず。私は、自分で住民投票の請求権についていろいろ調べ、考えたのだが、合併協議会の設置に関しては、有権者の6分の1があれば住民投票を行うことができるとなっており、また、他の自治体で住民投票の請求権の規定で有権者の6分の1としている所もある。しかし、なかなかここまで詳しく規定してある自治体はなかなかない。どこの自治体も曖昧に書かれているのがほとんどだ。請求権は、はっきり規定しておくべきだと思います。</p> <p>そして、もう一つは住民投票は実際そう簡単にできることではないと思う。問題があるからといって住民投票の請求がでてくるかということと実際はなかなか出てこないと思う。そう考えると私は、住民投票の請求権については6分の1が妥当でないかと思う。</p> <p>自治体によっては、住民からの請求があつてからの手続についてははっきりと規定している所もあるので、輪島市についてもはっきり規定すべきだと考える。そうしないとしっかりとした対応ができないのではないかと。輪島市の有権者で6分の1となれば約3,000から4,000くらいの数になるので、そうそう請求できる人数ではない。なので、何でも住民投</p>

	票が行われるというようなことは考えられないし、臆することなくはっきりとこの条例で詳しく明記すべきだ。
事務局	粟倉委員が言うように、住民投票についてはこの輪島市自治基本条例の根幹ともなります。今までの住民投票条例は、住民の発議があって、いわゆる個別設置型の条例です。その案件があった時に個別設置型の条例を制定し、案件が終わればその条例自体も無くなってしまふ。これについては、議会が条例案を否決してしまえばすることができないことになってしまふ。そして、今粟倉委員が言うように、基準のハードルを下げてしまふと、何でもかんでも住民投票を行うということになってしまふ、政争の危機になる可能性もあり、それぞれに長所・短所があり、この部分は非常に大事なところですので、多少時間を掛けてもじっくりと考え、意見を出し合っていたいただきたいと思います。
粟倉委員	自治基本条例の中で住民投票の規定の仕方が具体的に決まればその手続についてもはっきり規定していくのが良い、請求権の数についてとか。そうでなければ、基本条例としては欠陥があると思う。
会長	粟倉委員からもありましたが、住民投票規定の設置について意見をいただき、その後住民からの請求(6分の1、3分の1等)の設置についてもまた委員の皆様からいろいろ意見をいただきたい。
粟倉委員	加賀市の住民投票条例を見たこともあるが、非常に曖昧な規定の仕方によく分からない。
坂出委員	自治基本条例の住民投票の規定で「しなければならない」とするのか「することができる」とするのでは全然違うのでその部分もどうするか考えなければならない。
事務局	常設型や個別設置型にしても、今坂出委員からありましたが市民から住民投票の旨の声が多くなったときに、まず住民投票に付することができる、しなければならないとでは、することができるでは、少し弱い意味になってしまいます。市民から住民投票の声が上がれば必ずしなければならないとするのか、することができるとするのかという一番最初の入り口の部分についてまず意見を聴きたいと思います。
坂出委員	住民投票を何でもかんでも行うとなるとそれはそれで、いろいろと弊害が起きると思う。これについては、もう少し時間を掛けて考えなければならないだろう。
事務局	常設型にするのであれば住民投票条例というものも一緒に制定しなければならないとなります。

粟倉委員	自治基本条例を策定するとなれば住民投票条例もそうだが他の条例の整備も行わなければならないので大変だと思う。
会長	まず、住民投票を規定することについては委員の皆さん反対はございませんか。(反対意見無し) 後は、住民投票に関する規定についてですが、常設型であるとか個別設置型であるとかそういった件については皆さんどう考えますか。
坂出委員	常設型にするか個別型にするかについては、なかなか今日一日で決めるのは難しい。
粟倉委員	極端な話をすると住民投票を行っても実際市長等が考えていることと反対の結果になってしまうこともあり得ますね。議会がその住民投票の結果を蹴ってしまうことも考えられます。それは、法的効力は持っていないから、その結果は最大限に尊重するに留まるという理由から生じることになるのですが。
事務局	確かに、基本的に法律的には議会の決するところによるので、住民投票の結果が市の結論というわけにはいかない部分があります。場合によれば議会が住民投票に関する条例自体を否決する場合も可能性としてあり得ます。
粟倉委員	まあ、それにしても市民からの住民投票に関する請求権については、例えハードルを高くしても規定しておくのが良いと考えます。ハードルを高くすればなかなか請求することができなくなる恐れはありますが。
坂出委員	条例案を今日提出していただいたのですが、今日は、条例案の説明ということで次回までに重要な点を委員の皆さんが条例案を熟読し考えていただき、次回の審議会で見解を出し合うというのはどうでしょうか。
会長	それでは、坂出委員から意見がありましたが、今日は、自治基本条例の中に住民投票を入れることで委員の皆さんも意見が一致していますので、次回にその具体的な内容について実際に検討していきたいと思えます。委員の皆さんは、次回までに条例案を読んで考えていただいて次回にその意見を持ち寄っていただきたいと思えます。
	次回の審議会は、平成 19 年 9 月 11 日午後 1 時 30 分より